

20歳になったら 国民年金

国民年金には国民全員が加入します。

20歳になったら、職業や収入を問わず国民全員が加入します。加入形態と費用負担のちがいによって3つのグループに区分されます。

あなたはどのグループに該当しますか？

第1号被保険者



日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業や自由業などの人とその配偶者、学生。

保険料は、毎月ご自身で納めなければなりません。

第2号被保険者



職場の年金（厚生年金保険や共済組合）に加入している人。

保険料は、給料からひかれていて、厚生年金保険料等に含まれているので、個人では納める必要はありません。

第3号被保険者



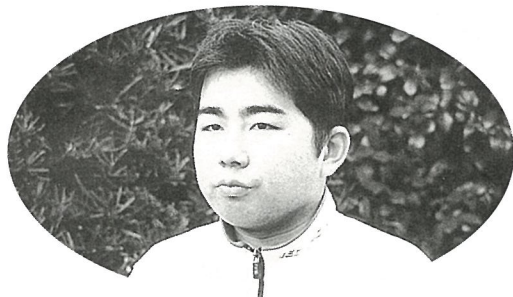
第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。保険料は、拠出金として厚生年金保険や共済組合から支払われますので、個人では納める必要はありません。

本人が希望すれば加入できる人もいます(任意加入者)

- 60歳未満の人で、厚生年金や共済組合から老齢(退職)年金を受けている人。
- 60歳以上65歳未満の人(老齢基礎年金を受けていない人)
- 海外に住む日本人(20歳以上65歳未満)

65歳以上でも期間不足のため再加入できる場合もあります

65歳になるまで任意加入しても老齢基礎年金を受けるための期間が不足している人は、70歳になるまで加入することができます。ただし、昭和30年4月1日以前生まれの人が対象で、年金の受給権ができるまでの加入となります。



橋場 畔蒜陽介さん

利用しています 学生納付特例制度

私は、将来コンピューター関係の仕事に就きたく、市原市の大学に通っています。

学生には学生納付特例制度(免除申請)があることを兄から聞き、役場で申請を行い国民年金制度に加入しています。

「学生なのになぜ年金？」と思っていましたが、もしものときには障害基礎年金があり、年金が老後のためばかりではないことを知り「学生こそ年金！」かな？と思いました。



Q 学生なのに加入するの？

A 20歳になったら学生も加入します。



これまで国民年金の加入が任意だった学生も、平成3年4月から強制加入となりました。これは20歳になっても国民年金に加入していないと、将来満額の老齢基礎年金を受けられなかったり、在学中の病気やけがで障害になったときに障害基礎年金が受けられない、といったことがないようにするためです。

20歳になったら、住民票のある役場の国民年金の窓口で手続きしてください。